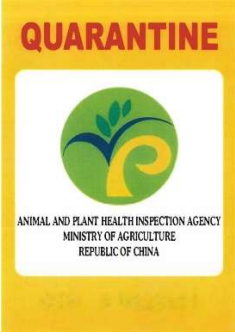


台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年7月28日付け53農蚕第5514号農蚕園芸局長通達）の一部改正新旧対照表
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
7 表示 (1) 告示9の表示は、<u>輸出植物検疫が終了している旨のものにあっては次のアの様式に、仕向地が日本である旨のものにあっては次のイの（ア）から（ウ）までに掲げる字句のいずれかによるものとし、こん包の側面等の見えやすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</u> ア 輸出植物検疫終了の表示  イ 仕向地の表示 <u>（ア） 日本</u> <u>（イ） 日本向け</u> <u>（ウ） To Japan</u> (2) (略)	7 表示 (1) 告示9の表示は、<u>それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見えやすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。</u> ア 輸出植物検疫終了の表示  イ 仕向地の表示  (2) (略)

附 則
この通知は、令和5年9月1日から施行する。